

生産行程管理業務規程

作成日 平成 30 年 11 月 27 日

更新日 令和 5 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：ヤマナシケンミナミコマガンミノブチョウキリイシ 山梨県 南巨摩郡 身延町 切石 350 番地
名称（フリガナ）：ミノブチョウ 身延町 ダイズシンコウキョウギカイ あけぼの 大豆 振興協 議会
代表者（管理人）の氏名：会長 望月 悟良
ウェブサイトのアドレス：<https://www.town-minobu-akebonodaizu.com/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類
区分に属する農林水産物等：野菜類（えだまめ）
区分の属する農林水産物等：穀物類（大豆）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ダイズ あけぼの 大豆、Akebono Daizu、Akebono Daizu Edamame、
Akebono soybean

4 明細書の変更

身延町あけぼの大豆振興協議会は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の記録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種の確認

種子（身延町曙地区で栽培されてきた在来種。以下、栽培用種子という。）の維持管理は身延町あけぼの大豆振興協議会が行うものとする。栽培用種子は、基準に基づき検査を行う。曙地区の生産業者は自家播種であるため自己で保管し、それ以外の栽培用種子の保管及び配布については町が一括で行う。

ア 生産地内曙地区の生産業者の場合

曙地区の生産業者は、身延町あけぼの大豆振興協議会が、播種前に使用する栽培用種子量、栽培面積を聞き取り、検査済み種子の現物を確認することにより栽培用種子を使用しているか否かを確認し「栽培用種子使用状況確認表」に記録する。

イ ア以外の生産業者の場合

栽培用種子は、身延町あけぼの大豆振興協議会の事務局である町が生産業者から申し込みを受けて配布し、申込状況、配布状況を記録している。

身延町あけぼの大豆振興協議会は、申込状況、配布状況の記録と照らし合わせて、生産業者が栽培用種子を使用しているか否かを確認し「栽培用種子使用状況確認表」に記録する。

(2) 栽培の方法の確認

身延町あけぼの大豆振興協議会は、生産業者には場の場所や栽培管理等を記載した「栽培管理記録表」を作成させ、えだまめ・大豆の出荷の際にその記録表を提出させ、その内容を確認することで、栽培の方法等、管理がなされているか否かを確認し「栽培管理・出荷規格・最終製品確認表」に記録する。

また、身延町あけぼの大豆振興協議会は、年1回以上、生産業者に対する現地調査を実施し、栽培方法等を遵守しているかを確認する。なお、栽培の方法等が遵守されていないことが疑われる場合には、身延町あけぼの大豆振興協議会は、臨時に現地調査を実施する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

ア えだまめ

① 山梨みらい農業協同組合出荷分の選別は共撰とし、身延町あけぼの大豆振興協議会が指定する作業所において山梨みらい農業協同組合の職員が行う。生産業者が出荷した際に、身延町あけぼの大豆振興協議会は(1)及び(2)の確認の記録を確認するとともに、山梨みらい農業協同組合の職員立会いのもと、出荷規格の遵守及び最終製品を確認し「栽培管理・出荷規格・最終製品確認表」に記録する。

② 出荷先が山梨みらい農業協同組合以外の生産業者は個選とし、身延町あけぼの大豆振興協議会の定める「あけぼの大豆」のえだまめの出荷規格にそって、生産業者が自ら行い、その結果を「出荷・販売記録表」に記録する。個選により出荷する生産業者から、出荷する荷姿の1袋分をサンプルとして提出させ、その際に、身延町あけぼの大豆振興協議会は(1)及び(2)の確認の記録を確認するとともに、指定する場所において検査を行い、選別状況を確認し「栽培管理・出荷規格・最終製品確認表」に記録する。

また、身延町あけぼの大豆振興協議会は出荷が終了した時点において生産業者から提出される「大豆出荷・販売記録表」を確認し「栽培管理・出荷規格・最終製品確認表」に記録するとともに、必要に応じて出荷期間中に、生産業者への巡回または販売先への訪問などを行い、出荷規格の遵守及び最終製品を確認する。

イ 大豆

大豆の選別はすべて、身延町あけぼの大豆振興協議会の定める「あけぼの大豆」の大豆の出荷規格に基づく生産業者の個選とする。

① 山梨みらい農業協同組合に出荷された大豆は山梨みらい農業協同組合の指定する場所において、買取格付け基準による格付けを行い、その際に身延町あけぼの大豆振興協議会は、(1)及び(2)の確認の記録を確認するとともに、山梨みらい農業協同組合の職員立会いのもと、出荷規格の遵守及び最終製品を確認し、「栽培管理・出荷規格・最終製品確認表」に記録する。

② 出荷先が山梨みらい農業協同組合以外の生産業者には、個選した大豆(1kg)を提出させ、その際に、身延町あけぼの大豆振興協議会は(1)及び(2)の確

認の記録を確認するとともに、指定する場所において検査を行い、選別状況を確認し「栽培管理・出荷規格・最終製品確認表」に記録する。また、身延町あけぼの大豆振興協議会は出荷が終了した時点において生産業者から提出される「出荷・販売記録表」を確認し「栽培管理・出荷規格・最終製品確認表」に記録するとともに、必要に応じて出荷期間中に、生産業者への巡回または販売先への訪問などを行い、出荷規格の遵守及び最終製品を確認する。

(4) 臨時の調査

上記によるほか、明細書に記載の生産の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、身延町あけぼの大豆振興協議会は、臨時に、現地調査を実施する。

6 明細書適合性の指導

- (1) 身延町あけぼの大豆振興協議会は、前記5(3)の確認時において、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該生産業者に警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、身延町あけぼの大豆振興協議会は、規約に基づき、当該生産業者を除名することができるものとする。
- (2) 身延町あけぼの大豆振興協議会は、年に1回以上、構成員である生産業者に対し、講習会等の機会を設け、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準を遵守するように指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 身延町あけぼの大豆振興協議会は、前記5(3)の確認時において、明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしたえだまめ及び大豆にのみ「あけぼの大豆」及びGIマークが使用されているかを確認し、「GI・GIマーク表示確認表」に記録する。この際、地理的表示である「あけぼの大豆」及びGIマークを使用している包材等（例えば、出荷用段ボール箱）についても確認する。
- (2) また、前記(1)の確認において、以下のえだまめ及び大豆がないかも確認する。
 - ア 明細書に記載の生産の方法の各基準を満たしていないえだまめ及び大豆であるにもかかわらず、地理的表示である「あけぼの大豆」及びGIマークが使用されているえだまめ及び大豆
 - イ 地理的表示である「あけぼの大豆」のみが使用されているえだまめ及び大豆
 - ウ GIマークのみが使用されているえだまめ及び大豆
 - エ 地理的表示である「あけぼの大豆」に類似する表示またはGIマークに類似する標章が使用されているえだまめ及び大豆

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 身延町あけぼの大豆振興協議会は、前記7において確認された以下の場合について、当該表示を行った生産業者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、身延町あけぼの大豆振興協議会は、規約に基づき、当該生産業者を除名することができるものとする。

